

## 人にやさしい街づくりの推進に関する条例の整備基準の運用について

### 1. 昨年度の議題の取扱いについて（報告）

#### （1）『洋式便器・手すりの案内表示』について

##### （運用案）

- ・便所内のすべての便房に洋式便器及び手すりの設置がある場合、各便房又はその付近への掲示に代えて、便所の出入口への掲示を認めるものとする。

##### （ご意見）

- ・洋式便器及び手すりが全ての便房に設置されていることが分かる必要がある。

##### （追加点）

- ・出入口に掲示する案内表示は、全ての便房に洋式便器及び手すりが設置されていることが認識できる表記とすること（例：トイレ内部の配置等を表示した案内図に表示、ピクトグラムの下に「全個室有」と表示）。

#### （2）『親子扉の有効幅員』について

##### （運用案）

- ・出入口に設ける戸について、親子扉（戸の幅が左右で異なる両開き扉）の場合は、原則として親扉のみで有効幅員を確保するよう整備を求めるものとする。ただし、以下のいずれかに該当する場合は親扉と子扉を合わせた有効幅員でも認めるものとする。

① 子扉が固定されておらず、利用者が容易に開閉して通過できる場合

② 事業者が子扉の固定を速やかに解除できる場合

##### （ご意見）

- ・車椅子使用者が円滑に通行できるよう、親扉のみで 80cm あるとよい。
- ・メーカー規格を確認して判断すべき。

##### （追加点）

- ・①、②の場合であっても、直接地上へ通ずる出入口については、車椅子使用者等が自ら通過できるようにするため、親扉のみで 80cm 以上確保することが望ましい。

○本取扱は、事務処理市及び建設事務所に通知し、2025 年 6 月 1 日受付分から運用を開始。

○『洋式便器・手すりの案内表示』については、啓発チラシ『トイレの案内表示について』を作成し、事業者や設計者への周知を図っている。

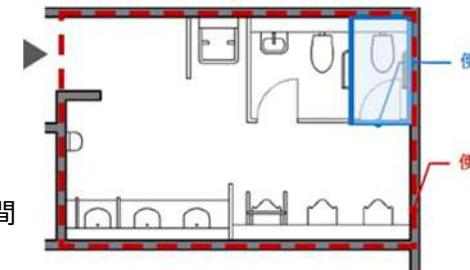
# トイレの案内表示について

人街条例では、誰でも安心して使えるよう、様々な設備の設置が求められています。また、それらの設備があることを分かりやすく表示することで、利用者の方も安心して施設を利用することができます。

## 人街条例の案内標識の設置位置の基準

- ・案内標識はその設備が設けられた便房の戸またはその付近に設ける。
- ・乳幼児用設備、車椅子使用者用便房、オストメイトの表示は便所の入り口にも設置する。(便所に入らなくても、どんな設備があるか分かるように)

- ・便房とは便器のある個別の空間
- ・便所とは便房を有する一連の空間



## (人街条例の取扱い)

### ●全ての便房に洋式便器と手すりがある場合

便所内のすべての便房に洋式便器と手すりが設置されている場合は、各便房に当該標識を設置することに変えて、便所の出入口にすべての便房に洋式便器と手すりが設置してあることがわかる表記とすることも可能。



### ●有料老人ホーム等の個室又は住戸内に設ける便房の案内表示について

入居者のみが利用する個室又は住戸に設けられる便房がすべて洋便器及び手すりが設置してある場合、利用者が通常使用する出入口等の見やすい位置に、個室又は住戸に設けられる便房がすべて洋便器及び手すりが設置ある旨を表示することで当該便房への標識の設置は省略可能。

### ●車椅子使用者用便房の標識があれば洋式便器及び手すりの標識の設置は不要

## 案内標識(ピクトサイン)の事例

□囲いのあるものは JISZ8210



お手洗 男女共用お手洗

1つ以上の便房



洋式便器  
+手すり

床面積 1000 m<sup>2</sup>以上



障害のある人が  
使える設備



おむつ交換台

2000 m<sup>2</sup>以上



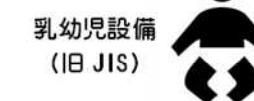
ベビーチェア

オストメイト



介助用ベッド

※ 網掛けは人街条例で設置が求められる設備  
男女の別がある場合は男女とも使える必要あり

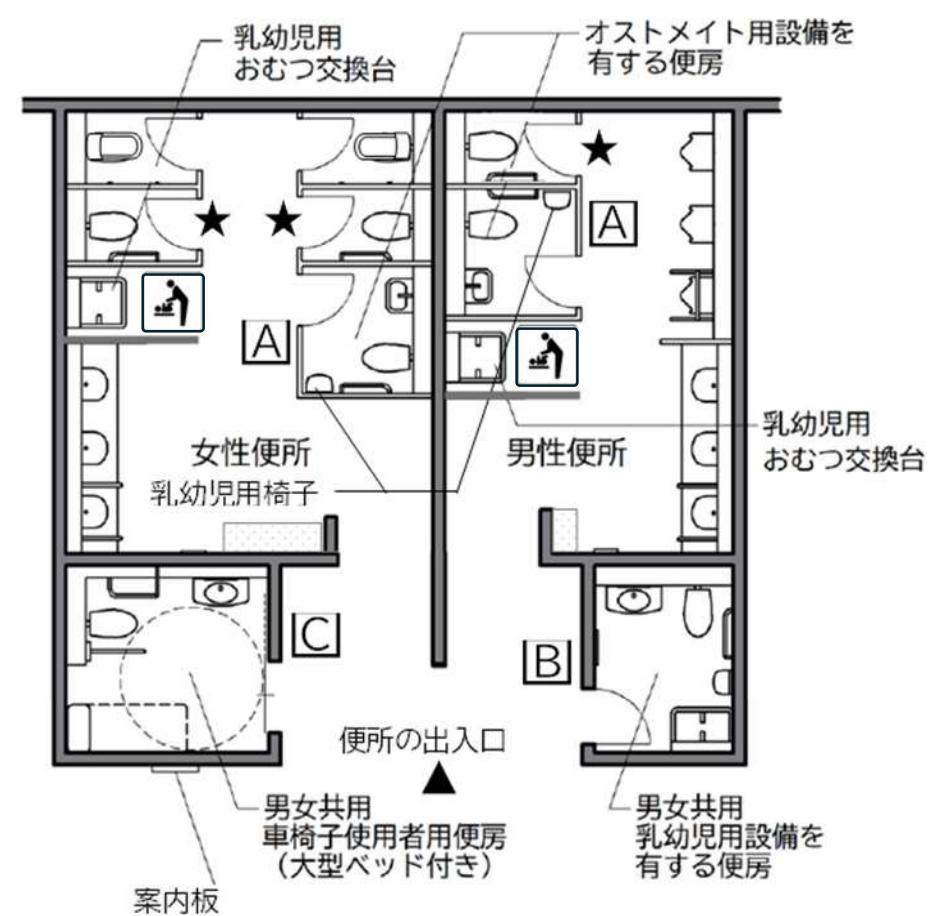


乳幼児設備  
(旧 JIS)

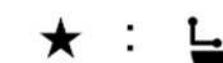
条例では JIS 規格  
に限らず、分かりや  
すい表示であれば  
OKです！

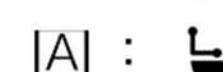


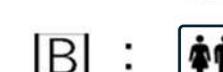
(参考)ステーション Ai

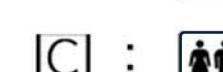


▲ : 便所の出入口

★ : 

A :   

B :  

C :   

手すりは、片側が不自由な人  
もいるので、左右両側設置や複  
数ある場合は左右別の手すりを  
備えたブースの計画を検討して  
ください。

## Column

### 機能分散について

・車椅子使用者用便房に複数の機能(設備)を集約すると、一つの便房に利用者が集中することから、「車椅子使用者用便房」、「オストメイト設備を有する便房」及び「乳幼児用設備を有する便房」は分散して配置することが望ましい。

| 利用者のニーズ | 車椅子使用者への対応            | 排泄介助(おむつ交換等)への配慮 | オストメイト利用者への対応       | 乳幼児連れへの対応           | 異性介助・性的多様性への配慮      |
|---------|-----------------------|------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 求められる空間 | 車椅子使用者等が円滑に利用できる十分な空間 | 排泄物の処理等ができる広さ    | ベビーカーでも入れる広さ        | ベビーカーでも入れる広さ        | 男女共用に配慮した位置介助ができる広さ |
| 求められる設備 | ・手すり<br>・洋式便器等        | ・左記+<br>・介助用ベッド等 | ・オストメイト設備<br>・着替え台等 | ・ベビーチェア<br>・おむつ替え台等 | ・カーテン等<br>・着替え台等    |

下線の設備は条例で基準化

## トイレの案内板について

### トイレの案内板設置位置の例

・施設案内に便所の機能を案内

・便所の出入口に設け便所内の配置を案内

・便房の出入口に設け便房内の配置を案内



例: パリアフリートイレの便房内の案内

点字表記と案内板までの誘導ブロック等の設置が望ましい。

## 2. 大型ショッピングセンター等での届出敷地外の利用円滑化経路について

人街条例では、高齢者や障害者等が建築物（特定施設）まで、円滑に利用できる経路として、道路、利用居室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設を結ぶ経路を「利用円滑化経路」として規定している。

### （1）関係条文

【人にやさしい街づくりの推進に関する条例 拠点】

別表第一

第一号 規則で定めるところにより、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「利用円滑化経路」という。）を設けること。

【人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則 拠点】

（利用円滑化経路の設置）

第十四条 条例別表第一第一号の規定による利用円滑化経路の設置は、次に掲げるところによって行わなければならない。

一 次に掲げる場合には、それぞれに定める経路のうち一以上を利用円滑化経路とすること。

イ 建築物に利用居室等を設ける場合 道等から当該利用居室等までの経路

□ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合 利用居室等（当該建築物に利用居室等がないときは、道等。ハにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路

ハ 建築物又はその敷地に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合 当該駐車場（二以上の駐車場を設ける場合にあっては、そのうち一以上の駐車場とし、車椅子使用者用駐車施設を設ける場合にあっては、当該車椅子使用者用駐車施設とする。）から利用居室等までの経路

二 (略)

2 (略)

### （2）人街条例の整備計画の届出における敷地の取扱い

- ・人街条例の整備計画の届出の敷地（以下「届出敷地」という。）は、建築確認申請の敷地と原則同一としている。
- ・このため、複数敷地に複数店舗が駐車場を共有し、一体的に整備する場合等においても、建築確認申請が各店舗別（敷地別）に提出される場合は、届出敷地も、原則建築確認申請と同一の敷地で提出を求めている。

### （3）現在の運用

- ・建物が複数に分かれているショッピングセンター等で駐車場を共有する場合は、歩行者動線（利用円滑化経路）や自動車動線等がショッピングセンター等の敷地全体で計画されているものが多い。
- ・人街条例の整備基準の適合・不適合は、届出敷地内で判断しているため、届出敷地外にある利用円滑化経路は「不適合」としている。事務処理市においても同様の理由で、「不適合」としている。



### （4）運用案

- 届出敷地外の利用円滑化経路は、以下の条件を満たす場合に限り認めるものとする（視覚障害者用利用円滑化経路についても同様の扱いとする）。
  - ・駐車場及び車の動線と区分された安全な歩行者用通路が、届出敷地を含む計画敷地全体で一体的に整備されていること。
  - ・届出敷地外にある利用円滑化経路が、整備基準を満たし、かつ、利用者にわかるよう案内板等で明示されていること。

#### 【理由】

事業者が一体で歩行者動線（利用円滑化経路）を整備する場合、当該動線は道や駐車場、建物との位置関係や安全性、利便性等を考慮したうえで計画されており、届出敷地外であってもこうした安全で円滑な利用円滑化経路が提供される場合には、実態に即した判断が妥当と考えられるため。

### 3. 適正利用に配慮した駐車区画の整備について

#### (1) 背景

- ・県障害福祉課が、2026年6月からのパーキング・パーミット制度(以下「PP制度」という。)の開始に向けて、検討を開始している。
- ・バリアフリー法(以下「BF法」という。)改正により、高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進が責務化(2021年4月~)。

#### (2) 本県のPP制度概要

- ・障害のある方など歩行が困難な方に対して優先区画を利用できる利用証を交付することにより、利用対象を明確にし、当該駐車区画の適正利用を図る制度。
- ・障害等の区分に応じ利用証を発行し、利用者は優先区画に利用証を掲示し駐車できる。
- ・現時点では、利用期限の有無で利用証を区分し、駐車区画はBF法等で設置が義務付けられた幅3.5m以上確保された車椅子使用者用駐車施設に加え、2.5m程度の一般区画を優先区画とすることを検討している。

#### 【本県の制度のイメージ(検討中)】

| 対象者 | 利用証                            | 優先区画                               |
|-----|--------------------------------|------------------------------------|
| 障害者 | 期限なし<br>障害者等用駐車区画<br>利 用 証<br> |                                    |
| 高齢者 | 期限なし<br>障害者等用駐車区画<br>利 用 証<br> |                                    |
| 妊娠婦 | 期限あり<br>障害者等用駐車区画<br>利 用 証<br> | 車椅子使用者優先区画<br>幅3.5m以上<br>BF法等で設置義務 |
| 傷病者 |                                | 思いやり駐車区画<br>幅2.5m程度（以上）            |

参考：千葉県

今後、利用者に対する適正利用の啓発(優先区画の適正利用)のほか、事業者に対する優先区画の増設及び適正利用に配慮した区画整備について働きかけを行う予定。

#### (3) 人街条例の車椅子使用者用駐車施設の取扱い

##### 【設置数及び構造】

- ・不特定多数の利用する駐車台数25台以上を有する場合、駐車台数に1/50を乗じた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける(上限3台)。
- ・幅3.5m以上の区画とし、利用円滑化経路ができるだけ短くなるよう建物に近い位置に配置し、当該施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をする。

##### 【表示の方法(現在の取扱い)】

- ・車椅子マークの表示①や、他の障害等を表す表示と併記した表示②でも適合としている(事務処理市も同様の取扱い)。



①

②

#### (4) 運用案

PP制度の開始により、必ずしも広い区画を必要としない者が車椅子使用者用駐車施設を利用することで、本来の利用対象である車椅子使用者の円滑な利用が妨げられることが考えられることから、以下の運用とする。

- 条例で義務づけている車椅子使用者用駐車施設の表示は車椅子マークに限るという取扱いに改める。
- 事業者が任意で設けた幅3.5m以上の区画の表示については、事業者の判断とする(上記の①②どちらも可とする。)。

##### 【理由】

- ・十分な乗降スペースを必要とする車椅子使用者は、3.5m以上の区画が必要である。
- ・当該区画を車椅子マークのみの表示とすることで、車椅子使用者が優先的に利用できるという心理的効果が期待される。

・PP制度が開始されることから、事業者・設計者に対し適正利用に配慮した区画整備とPP制度の優先区画の増設について、県ウェブページへの掲載のほか、届出の機会等をとらえて周知・啓発を図る予定。